



# 秋の「安全・安心まちづくり旬間」



## 秋の「安全・安心まちづくり旬間」とは

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、官民一体となった各種犯罪の防止対策を行い、県民の皆さんの自主防犯意識の向上を図ることで安全で安心して暮らせる青森県の実現を目指します。

### 期間

10月11日(金)から10月20日(日)までの間

### 活動重点

#### 1 子供と女性の犯罪被害防止

不審な声掛けやつきまとい行為など性犯罪に発展するおそれの高い脅威事犯として対応を強化しています。

皆さんの通報が事案の早期解決、被害の拡大防止に繋がります。

#### 2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

青森県内の令和6年8月末現在の特殊詐欺等の認知件数、被害金額は前年より大幅に増加しています。

お金に関する電話やメールは一人で対応せず、必ず家族や警察等に相談してください。

#### 3 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

短時間の外出、在宅中でも必ず鍵を掛けるようにしましょう。

#### 4 万引き防止

万引きは犯罪であり、「しない、させない、見逃さない」ための環境作りも重要です。



# 広報 沼館駐在所

令和6年  
10月号  
八戸警察署  
沼館駐在所  
45-2671

## 自転車事故を防止しよう

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、守らなければならないルールが定められています。

令和5年4月1日から自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることが大切です。

自分に合ったヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



## 子供に関する相談

子供に関する相談は少年サポートセンターへ相談しましょう。

少年サポートセンターは、非行や犯罪被害などの問題を抱えた少年の立ち直りを支援するための機関です。

少年が、

**犯罪を繰り返さない**  
**問題行動がエスカレートしない**  
**再被害に遭わない**

ように少年や保護者に寄り添い、継続的な支援活動を行っています。

八戸少年サポートセンター

0178-22-7676

受付：月～金8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)



## 性犯罪等に関する相談電話

性犯罪、性暴力被害に関する相談(男女問わず)

**性犯罪被害110番**

**#8103** 又は **0120-89-7834**

一人で悩まないで、まずは相談してください。

被害者の精神的、経済的負担を軽減するための各種支援があります。

